

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 21 年度

条 例 名	神奈川県地方警察職員定数条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 32 号	法 規 集	第 15 編第 3 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課、警察本部警務部警務課		
条 例 の 概 要	警察法第 57 条第 2 項の規定に基づき、地方警察職員の定数に関し定めることを目的としている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	警察法第 57 条第 2 項の規定に基づき、地方警察職員の定数を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	警察法第 57 条第 2 項の規定に基づき、地方警察職員の定数を定めたものであり、これに準じて定数管理しており、有効性のある条例である。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	警察法第 57 条第 2 項の規定に基づき、地方警察職員の定数を定めたものであり、この条例に基づき効率的に運用している。 ただし、本条例の第 2 条第 2 項の定数外措置に関する規定については、「職員のうち、休職者等であって長期にわたり職務に従事しないもの」となっており、定数外措置できる職員が明確かつ具体的に示されていないため、効率的とは言えず、実効性にも乏しい。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	「神奈川力構想」の主要施策である「犯罪のない安全な地域社会づくり」を推進する上で、警察活動基盤整備の根幹となるものであり、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	警察法第 57 条第 2 項の規定に基づく条例であり、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	効率的、実効的に運用するため、現行条例の第 2 条第 2 項の改正が必要である。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>